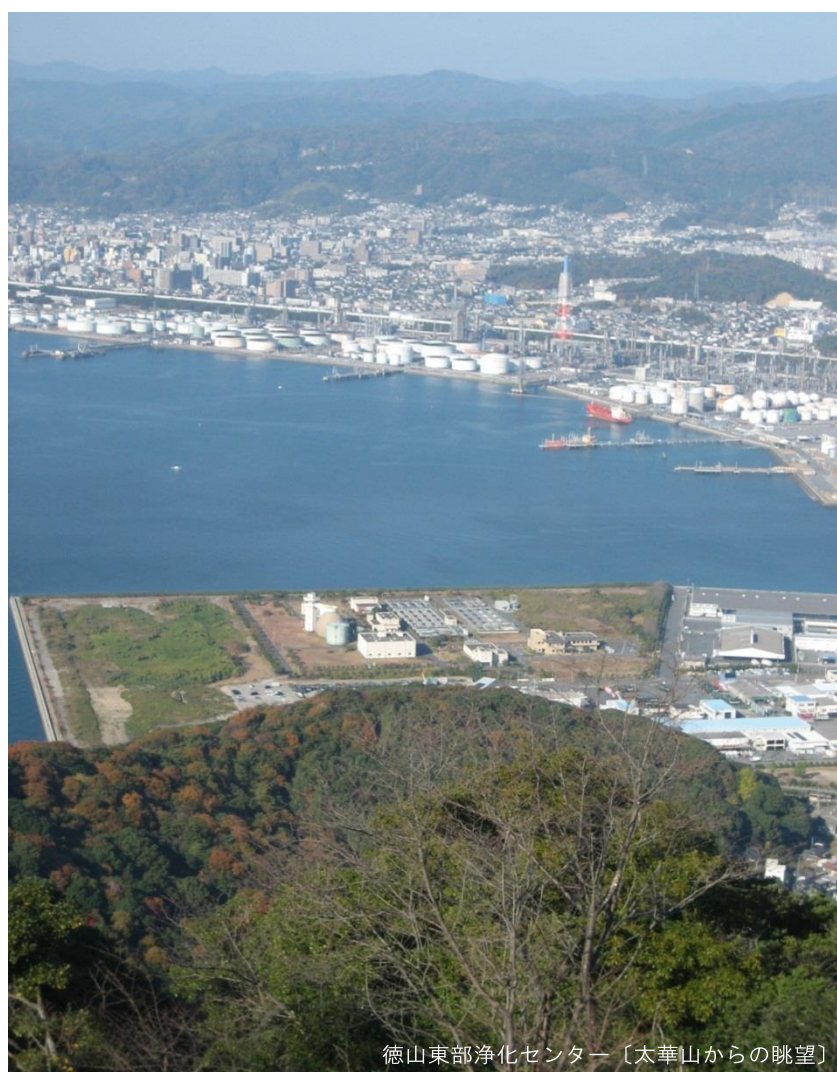


周南市の下水道

2019年(令和元年)



徳山東部浄化センター〔太華山からの眺望〕

周南市上下水道局

目 次

1. 周南市の下水道	1
2. 公共下水道のあゆみ	2
3. 公共下水道事業の概要	3
【1】 全体計画の概要	
【2】 事業計画の概要	
※ 周南市下水道計画図	4
4. 浄化センターの概要	
資料 - 1	5
資料 - 2	6
5. ポンプ場の概要	7
【1】 汚水ポンプ場	
【2】 雨水ポンプ場	
6. 公共下水道建設事業実績	8
7. 公共下水道の整備状況	9
8. 集落排水施設の概要	10
9. 汚水処理人口普及率	11
10. 下水道使用料	12
11. 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度	13
12. 下水道事業の財政状況	14
13. 周南市上下水道局の組織	16

1 周南市の下水道

下水道の役割は、生活環境の改善や浸水の防除等による都市の健全な発達と公衆衛生の向上、並びに公共用水域の水質保全を図ることにあります。

特に近年、地球環境の保全が国際的な共通課題として取り上げられており、下水道は環境保全の一翼を担う施設として注目されているところです。

周南市では、汚水処理施設整備の普及促進事業として、公共下水道3処理区、特定環境保全公共下水道2処理区、流域関連公共下水道1処理区で整備を進め、平成30年度末の処理区域人口は約124,000人で、普及率は86.8%となっています。

また、農業集落排水施設3地区、漁業集落排水施設1地区の整備も完了しており、合併処理浄化槽による整備人口を加えた汚水処理人口普及率は94.2%となっています。

周南市の下水道事業は、「建設の時代」から「維持管理の時代」へと移行しており、供用開始から50年が経過した徳山中央浄化センターを始め、老朽化が進む施設の改築・更新が大きな課題となっているところです。

平成23年4月より、計画的で効率的な事業運営と、経営の透明性の向上が必要不可欠であることなどから、地方公営企業法を適用するとともに、水道局と組織統合し、上下水道局として事業運営にあたっています。



2 公共下水道のあゆみ

昭和21年	10月	---	本市最初の下水道事業国庫補助を受け御幸通から事業を開始
昭和23年	10月	30日	徳山市公共下水道事業認可
昭和41年	10月	1日	徳山中央浄化センター供用開始(中央処理区)
昭和48年	5月	2日	新南陽市公共下水道事業認可
昭和49年	11月	1日	江口ポンプ場供用開始(合流系統)
昭和54年	12月	1日	新南陽浄化センター供用開始(新南陽処理区)
昭和55年	4月	1日	野村開作排水ポンプ場供用開始(富田南部第1排水区)
昭和56年	1月	21日	熊毛町流域関連公共下水道事業認可
昭和57年	4月	1日	古開作汚水中継ポンプ場供用開始
昭和60年	10月	1日	江口ポンプ場供用開始(分流系統)
昭和60年	12月	1日	福川汚水中継ポンプ場供用開始
昭和63年	4月	1日	熊毛町流域関連公共下水道供用開始(周南処理区)
平成元年	1月	13日	徳山市特定環境保全公共下水道事業認可(湯野地区)
平成 2年	4月	1日	徳山東部浄化センター供用開始(東部処理区)
平成 5年	11月	11日	新南陽市特定環境保全公共下水道事業認可
平成 7年	2月	16日	鹿野町特定環境保全公共下水道事業認可
平成 7年	10月	1日	福川雨水ポンプ場供用開始(福川西部第1排水区)
平成 8年	9月	1日	新南陽北部浄化センター供用開始(特定環境保全公共下水道)
平成11年	10月	26日	鹿野浄化センター供用開始(特定環境保全公共下水道)
平成18年	2月	20日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成18年	3月	17日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更認可
平成19年	7月	9日	新地雨水ポンプ場建設着手(福川西部第2排水区)
平成22年	9月	27日	徳山中央浄化センター再構築事業着手
平成22年	10月	1日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成23年	3月	24日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更認可
平成23年	3月	31日	新地雨水ポンプ場供用開始(福川西部第2排水区)
平成24年	3月	14日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成26年	3月	28日	周南市公共下水道事業計画変更
平成28年	3月	10日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更
平成28年	3月	29日	周南市公共下水道事業計画変更
平成29年	6月	21日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更
平成30年	4月	2日	周南市公共下水道事業計画変更

3 公共下水道事業の概要

【1】 全体計画の概要

		周南市計	公共下水道						流域関連
			徳山中央	徳山東部	新南陽	新南陽北部	鹿野	公共計	周南
目標年度			令和12年度						令和10年度
行政人口(人)			113,890						13,300
計画処理面積(ha)		3,897	634.2	1,287.5	1,225.4	39.5	110.6	3,297	599.6
計画処理人口(人)		112,390	26,700	39,500	32,300	800	1,800	101,100	11,290
計画日最大汚水量(m ³ /日)	計画区域	67,037	23,100	20,700	17,000	620	1,000	62,420	4,617
	流入区域	1,280	—	1,280	—	—	—	1,280	—
	計	68,317	23,100	21,980	17,000	620	1,000	63,700	4,617
処理能力(m ³ /日)		67,340	19,400	22,700	22,400	840	2,000	67,340	—
汚水ポンプ場		3	1		2			3	
雨水ポンプ場		5			5			5	

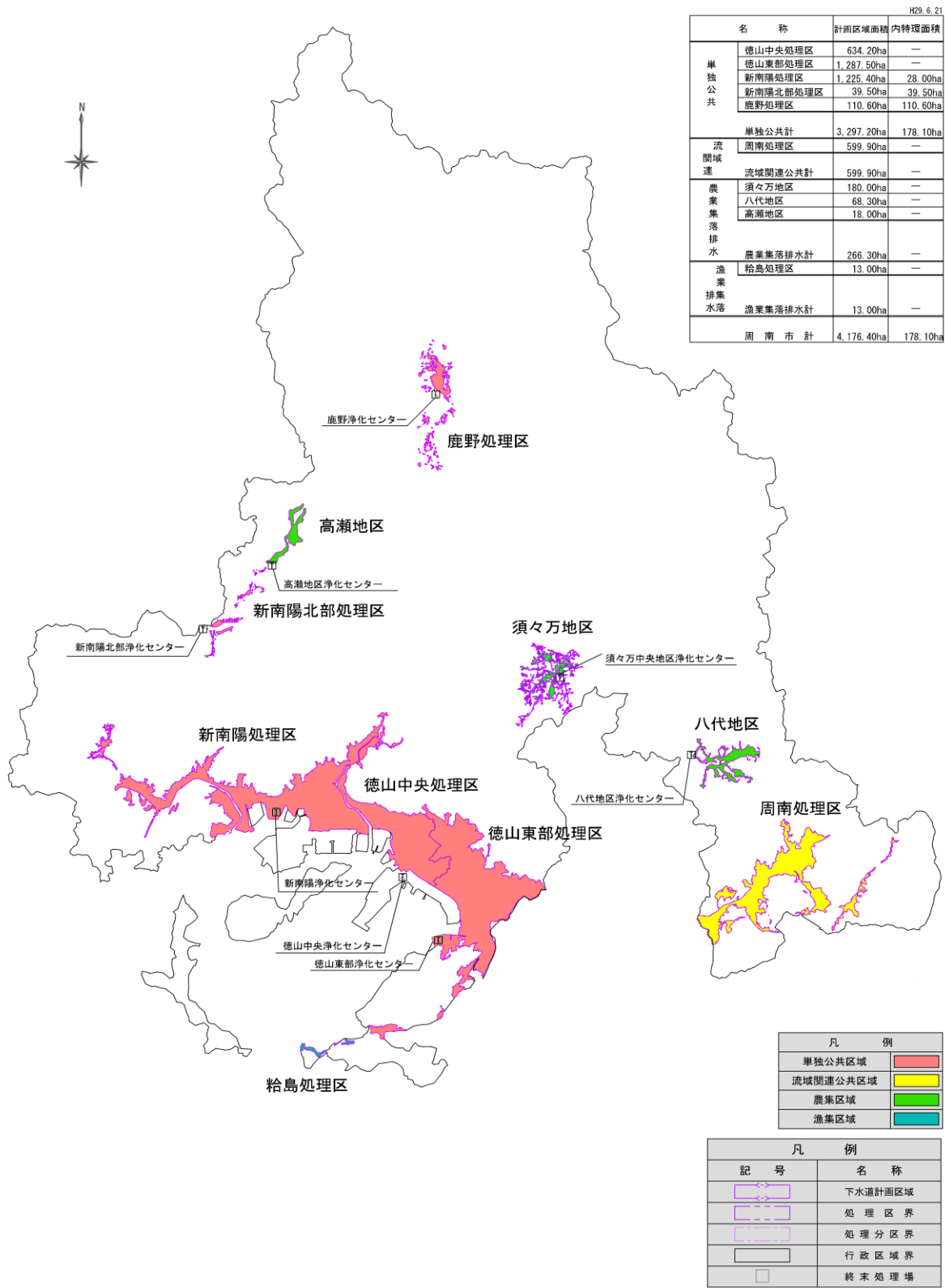
※公共下水道:H30.4.2付, 流域関連公共下水道:H29.6.21付

【2】 事業計画の概要

		周南市計	公共下水道						流域関連
			徳山中央	徳山東部	新南陽	新南陽北部	鹿野	公共計	周南
目標年度			令和4年度						令和4年度
行政人口(人)		137,300	123,100						14,200
計画処理面積(ha)		3,897	634.2	1,287.5	1,225.4	39.5	110.6	3,297	599.6
計画処理人口(人)		120,860	28,700	42,700	34,600	800	2,000	108,800	12,060
計画日最大汚水量(m ³ /日)	計画区域	70,668	24,100	22,100	18,100	340	1,110	65,750	4,918
	流入区域	1,280	—	1,280	—	—	—	1,280	—
	計	71,948	24,100	23,380	18,100	340	1,110	67,030	4,918
処理能力(m ³ /日)		102,765	42,000	25,600	32,700	465	2,000	102,765	—
処理場敷地面積(ha)		23.40	2.53	14.01	5.70	0.34	0.82	23.40	—
汚水ポンプ場		3	1		2			3	
雨水ポンプ場		5			5			5	

※公共下水道:H30.4.2付, 流域関連公共下水道:H29.6.21付

周南市下水道計画図



4 浄化センターの概要

資料 - 1

浄化センター名		施 設 概 要	
徳 山 中 央 浄 化 セ ン タ ー	 水処理施設	事業着手年度	昭和37年度
		供用開始年月日	昭和41年10月1日
		敷地面積(㎡)	25,300
		処理方式	標準活性汚泥法
		処理能力(m ³ /日)	全体計画 23,100
			事業計画 42,000
			現 有 42,000
徳 山 東 部 浄 化 セ ン タ ー	 卵型消化槽	事業着手年度	昭和58年度
		供用開始年月日	平成2年4月1日
		敷地面積(㎡)	140,100
		処理方式	標準活性汚泥法
		処理能力(m ³ /日)	全体計画 22,700
			事業計画 25,600
			現 有 19,200
新 南 陽 浄 化 セ ン タ ー	 管理本館	事業着手年度	昭和49年度
		供用開始年月日	昭和54年12月1日
		敷地面積(㎡)	57,000
		処理方式	標準活性汚泥法
		処理能力(m ³ /日)	全体計画 18,600
			事業計画 32,700
			現 有 32,700

浄化センター名		施 設 概 要	
新 南 陽 北 部 浄 化 セ ン タ ー	 水処理施設	事業着手年度	平成5年度
		供用開始年月日	平成8年9月1日
		敷地面積(㎡)	3,420
		処理方式	オキシデーション ディッチ法
		処理能力(m³/日)	全体計画 840
			事業計画 465
			現 有 465
鹿 野 浄 化 セ ン タ ー	 水処理施設	事業着手年度	平成7年度
		供用開始年月日	平成11年10月26日
		敷地面積(㎡)	8,200
		処理方式	オキシデーション ディッチ法
		処理能力(m³/日)	全体計画 2,000
			事業計画 2,000
			現 有 2,000

5 ポンプ場の概要



【1】 汚水ポンプ場

		江口P		古開作	福川
		合流	分流	汚水中継P	汚水中継P
事業着手年度	－	S43	S57	S54	S57
供用開始	－	S49.11.1	S60.10.1	S57.4.1	S60.12.1
敷地面積(m ²)	－	2,100		780	1,050
計画処理人口(人)	全体計画	960	7,300	－	－
	事業計画	1,040	7,800	－	－
計画処理面積(ha)	－	18.7	257.0	538.8	425.4
時間最大 汚水量 (m ³ /分)	全体計画	0.80	3.40	19.24	9.10
	事業計画	0.84	3.54	19.79	9.44
計画流入水量(m ³ /分)	－	1	5	20	9

【2】 雨水ポンプ場

	福川	中開作	富田中央	新地	野村開作
	雨水P	雨水P	雨水P	雨水P	排水P
事業着手年度	H6	－	－	H19	S52
供用開始	H7.10.1	－	－	H23.3.31	S55.4.1
敷地面積(m ²)	2,400	3,500	5,180	2,580	7,500
計画排水面積(ha)	40.6	73.8	175.0	35.2	237.6
計画流入水量(m ³ /分)	474	734	1,455	347	1,640

6 公共下水道建設事業実績

年 度	整 備 状 況 (上段():年度整備量)			建 設 事 業 費 投 資 額 (千 円)				
	処理面積(ha)	処理人口(人)	普及率(%)	区 分	污水管渠	雨水管渠	処理場	合計
平成23年度まで	(11)	(-370)	(0.3)	補助事業費	39,299,735	8,268,823	37,597,321	85,165,879
	3,003	127,770	85.1	総事業費	64,106,546	9,161,696	41,243,015	114,511,257
平成24年度	(6)	(737)	(0.4)	補助事業費	602,020	359,438	679,070	1,640,528
	3,009	128,507	85.5	総事業費	676,481	392,524	893,166	1,962,171
平成25年度	(10)	(-938)	(0.2)	補助事業費	590,933	478,190	804,044	1,873,167
	3,019	127,569	85.7	総事業費	665,354	524,876	982,979	2,173,209
平成26年度	(4)	(412)	(0.9)	補助事業費	221,232	337,658	228,726	787,616
	3,023	127,981	86.6	総事業費	318,530	391,943	312,534	1,023,007
平成27年度	(10)	(-1,104)	(-0.3)	補助事業費	251,742	180,866	320,392	753,000
	3,033	126,877	86.3	総事業費	391,611	233,137	416,598	1,041,346
平成28年度	(10)	(-692)	(0.2)	補助事業費	399,194	493,041	591,890	1,484,125
	3,043	126,185	86.5	総事業費	510,970	590,944	683,919	1,785,833
平成29年度	(4)	(-954)	(0.2)	補助事業費	296,564	591,212	182,793	1,070,569
	3,047	125,231	86.7	総事業費	426,491	676,429	251,940	1,354,860
平成30年度	(3)	(-1,069)	(0.1)	補助事業費	145,852	183,775	405,802	735,429
	3,050	124,162	86.8	総事業費	313,372	347,031	585,536	1,245,939
平成30年度まで	—	—	—	補助事業費	41,807,272	10,893,003	40,810,038	93,510,313
				総事業費	67,409,355	12,318,580	45,369,687	125,097,622

※ 補助事業費は国の内示ベースによる。(決算額とは異なる。)

污水管渠 : 合流管、污水ポンプ場を含む

雨水管渠 : 雨水ポンプ場を含む

7 公共下水道の整備状況

平成31年3月31日現在

	行政区域 面積 (ha)	行政区域 人口 A (人)	事業計画 面積 (ha)	管渠延長 (m)	処理区域 面積 (ha)	処理区域内 人口 B (人)	処理区域内 戸数 (戸)	水洗化人口 C (人)	水洗化戸数 (戸)	下水道 普及率 B/A (%)	水洗化率 C/B (%)
徳山	34,010	94,376	2,272	492,508	1,629	80,946	39,317	76,242	37,105	85.8	94.2
新南陽	6,426	30,296	915	181,184	850	28,586	13,068	27,787	12,693	94.4	97.2
熊毛	7,050	15,351	600	101,298	474	12,557	5,446	11,349	4,904	81.8	90.4
鹿野	18,146	3,090	111	36,226	97	2,073	1,092	1,787	949	67.1	86.2

周南市	65,632	143,113	3,898	811,216	3,050	124,162	58,923	117,165	55,651	86.8	94.4
-----	--------	---------	-------	---------	-------	---------	--------	---------	--------	------	------

8 集落排水施設の概要

			農業集落排水施設			漁業集落排水施設	
			須々万地区		高瀬地区	八代地区	給島
			須々万市地区	山手地区			
事業開始年度			昭和59年度	平成7年度	平成8年度	平成14年度	平成5年度
完了年度			平成3年度	平成12年度	平成14年度	平成19年度	平成9年度
供用開始年月日			昭和63年10月25日	平成12年4月1日	平成12年7月1日	平成18年4月1日	平成10年4月1日
計画面積(ha)			50	130	18	68.3	13
管渠延長(m)			10,576	34,973	6,968	20,392	5,567
マンホールポンプ数(箇所)			19		8	6	5
処理場面積(m ²)			—	7,000	1,170	1,700	徳山東部浄化センターへ接続
計画日平均汚水量(m ³ /日)			486	1,229	122	297	370
計画人口(人)	定住人口	1,144	3,523	254	824	550	
	流入人口	576	1,257	195	274	110	
総投資額(千円)			877,000	3,727,593	693,775	1,260,489	535,000
平成 30年度末	処理区域内	戸数(戸)	395	1,489	85	256	168
		人口(人)	826	3,352	167	520	307
	水洗化	戸数(戸)	378	1,429	77	195	128
		人口(人)	791	3,220	151	394	233
	水洗化率(%)		95.8	96.1	90.4	75.8	75.9

※計画人口は、事業採択時の目標人口を表わす。

※平成29年度より須々万市地区と山手地区を統合。(H28.7.11より須々万市地区から須々万中央地区浄化センター(山手地区)に送水開始。)

9 污水处理人口普及率(平成30年度末)

		公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	合併処理浄化槽	合計
徳山地域	計画区域内人口(人)	82,754	629	4,178	307	6,508	94,376
	処理人口(人)	80,337	609	4,178	307	3,488	88,919
	普及率(%)	97.1%	96.8%	100.0%	100.0%	53.6%	94.2%
新南陽地域	計画区域内人口(人)	28,976	721	167		432	30,296
	処理人口(人)	27,868	718	167		248	29,001
	普及率(%)	96.2%	99.6%	100.0%		57.4%	95.7%
熊毛地域	計画区域内人口(人)	12,975		520		1,856	15,351
	処理人口(人)	12,557		520		1,164	14,241
	普及率(%)	96.8%		100.0%		62.7%	92.8%
鹿野地域	計画区域内人口(人)		2,089			1,001	3,090
	処理人口(人)		2,073			622	2,695
	普及率(%)		99.2%			62.1%	87.2%
合 計	計画区域内人口(人)	124,705	3,439	4,865	307	9,797	143,113
	処理人口(人)	120,762	3,400	4,865	307	5,522	134,856
	普及率(%)	96.8%	98.9%	100.0%	100.0%	56.4%	94.2%

10 下水道使用料

下水道料金の算定根拠となる使用水量は、市の条例により算定されます。

1 か月あたりの「基本料金」と使用水量により増減する「従量料金単価」は次表のとおりです。

下水道使用料金単価表

区 分	基本料金と従量料金(1 か月あたり：消費税込)			
			H26.4.1改定 (税率8%)	R1.10.1改定 (税率10%)
一 般 汚 水	基 本 料 金		1,326.24 円	1,350.80 円
	従 量 料 金 単 位 (1 m ³ につき)	1 0 m ³ まで	17.28 円	17.60 円
		1 0 m ³ を 超 え 2 0 m ³ まで	171.72 円	174.90 円
		2 0 m ³ を 超 え 3 0 m ³ まで	193.32 円	196.90 円
		3 0 m ³ を 超 え 5 0 m ³ まで	203.04 円	206.80 円
		5 0 m ³ を 超 え 1 0 0 m ³ まで	210.60 円	214.50 円
		1 0 0 m ³ を 超 え 2 0 0 m ³ まで	216.00 円	220.00 円
		2 0 0 m ³ を 超 え 5 0 0 m ³ まで	220.32 円	224.40 円
		5 0 0 m ³ を 超 え 1,0 0 0 m ³ まで	225.72 円	229.90 円
		1,0 0 0 m ³ を 超 える も の	231.12 円	235.40 円
公衆浴場等	基 本 料 金	1 0 0 m ³ まで	10,260.00 円	10,450.00 円
	従 量 料 金 単 位 (1 m ³ につき)	1 0 0 m ³ を 超 える も の	64.80 円	66.00 円
備 考	<一般汚水の基本料金の日割算定> 使用算定期間の中途において、下水道等の使用を「新規開始または再開始」、 或いは「休止または廃止」したときの基本料金額の主な算定額は次のとおりです。 (1) 使用日数が15日以内のときは2分の1の額とする。 (2) 使用日数が16日から30日までのときは全額とする。 (3) 使用日数が31日から45日までのときは2分の3の額とする。			

1. 上水道水のみを使用の場合
水道を使用した量をそのまま下水道の使用水量とみなします。
2. 井戸水等のみを使用の場合
1人あたり6m³/月として認定します。
3. 上水道水と井戸水等を併用の場合
水道の使用水量と井戸水等の認定水量を合計したものを使用水量とみなします。
なお、井戸水等の認定は1人あたり3m³/月として認定します。
4. 2、3 により難しい場合及び営業用として井戸水等を使用の場合
使用状況が固定的な場合は、使用水量をみなし認定します。なお、不特定多数の方が使用する
店舗や事業所などの場合は、量水器を市が設置し井戸水の使用水量を測定し、それを下水道の
使用水量とみなします。
5. 水道水等の使用水量のうち、著しい量が下水道に排除されない場合
下水道に排出されない水量があり、使用側で、量水器(メーター)を設置するなどでそれを確実に
計測することが出来る場合は、所定手続きにより使用水量から減量できます。

11 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度

周南市の下水道処理区域内においては、水洗化の普及促進、公衆衛生の向上のため、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給を上下水道局が行う制度があります。

■ 対象となる工事

周南市の下水道処理区域内の建物について、くみ取り便所を水洗トイレに改造する、または、浄化槽を廃止して下水道に直結するための工事。

■ 制度利用の条件

1. 建物の所有者または使用者であること。（法人は除く）

※ 使用者である場合は、工事をするについて建物の所有者の同意が必要です。

2. 市税等の滞納がないこと。

3. 改造資金を一時に負担することが困難であること。

4. 融資を受けた改造資金の償還に十分な能力があること。

5. 弁済能力のある確実な連帯保証人があること。

※ 連帯保証人は、申請者本人と別世帯で市内に居住し、独立の生計を営んでいることを要します。

6. 処理開始の公示の日から3年以内であること。

■ 融資あっせん額

改造工事1件につき60万円以内で1万円単位。公共下水道区域での融資あっせん限度額は300万円。

※ 改造工事1件とは、大・小便器1組または大小兼用便器1個のことです。

■ 融資手続き

ご本人と制度で定める指定金融機関の融資契約となります。

■ 償還方法

融資を受けた月の翌月から36ヶ月以内の元金均等月賦償還。

■ 利子補給

融資額の完済後、融資を受けた方が指定する口座に振り込みます。

改造工事1件につき、融資金45万円にかかった利子額を上限として補助します。

12 下水道事業の財政状況

◆収益的収支

(単位:円 税抜)

科 目	30年度決算額
下水道事業収益	4,922,528,267
下水道使用料	2,254,597,628
他会計負担金	1,480,332,444
他会計補助金	59,062,007
長期前受金戻入	1,098,119,040
その他	30,417,148
下水道事業費用	4,907,800,372
人件費	336,847,454
動力費	169,614,166
薬品費	31,680,125
修繕・材料費	204,632,397
委託料	689,202,165
減価償却費	2,722,428,285
支払利息	421,167,068
その他	332,228,712
当年度純利益	14,727,895

◆使用料単価・汚水処理原価

(単位:円/m³)

区分	30年度
使用料単価	168.28
汚水処理原価	170.04
維持管理費	106.89
減価償却費等	63.15

◆資本的収支

(単位:円 税込)

科 目	30年度決算額
下水道事業資本的収入	1,469,459,640
企業債	636,000,000
他会計出資金	432,980,231
国庫補助金	389,836,099
県補助金	0
受益者負担金等	10,643,310
その他	0
下水道事業資本的支出	3,444,452,066
公共下水道建設費	1,429,406,794
特定環境保全下水道建設費	7,537,047
流域下水道建設費	5,991,700
農業集落排水建設費	8,758,731
漁業集落排水建設費	0
庁舎建設費	129,355,566
企業債償還金	1,857,449,238
その他	5,952,990
損益勘定留保資金等補てん財源※	2,056,148,751

※資本的収入(翌年度へ繰り越される支出の財源として充当する額 81,156,325円を除く。)が資本的支出に不足する額を補てんするもの。

<<損益計算書>>（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：円）

1. 営業収益			3. 営業外収益			
(1) 下水道使用料	2,254,597,628		(1) 受取利息及び配当金	20,121		
(2) 他会計負担金	700,430,243		(2) 他会計負担金	779,902,201		
(3) 他市負担金	13,594,584		(3) 他会計補助金	59,062,007		
(4) 受託事業収益	492,000		(4) 長期前受金戻入	1,098,119,040		
(5) その他営業収益	9,532,827	2,978,647,282	(5) 雑収益	6,062,669	1,943,166,038	
2. 営業費用			4. 営業外費用			
(1) 管渠費	241,873,387		(1) 支払利息及び	421,167,068		
(2) ポンプ場費	90,495,600		企業債取扱諸費			
(3) 流域下水道管理費	87,367,597		(2) 雑支出	40,007,820	461,174,888	1,481,991,150
(4) 処理場費	969,028,498		経常利益			15,077,502
(5) 水洗化促進費	106,295		5. 特別利益			
(6) 業務費	131,340,093		(1) その他特別利益	714,947	714,947	
(7) 総係費	161,145,400		6. 特別損失			
(8) 受託事業費	492,000		(1) 過年度損益修正損	718,554		
(9) 減価償却費	2,722,428,285		(2) その他特別損失	346,000	1,064,554	△ 349,607
(10) 資産減耗費	41,283,775	4,445,560,930	当年度純利益			14,727,895
営業損失		1,466,913,648	その他未処分利益剰余金変動額			206,923,243
			当年度未処分利益剰余金			221,651,138

<<貸借対照表>>（平成31年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
資 産	75,466,335,567	負 債	46,454,362,447
固定資産	72,972,688,816	固定負債	19,474,735,132
有形固定資産	72,345,903,715	企業債	19,312,872,091
土地	9,423,563,823	退職給付引当金	161,863,041
建物	2,238,188,252	流動負債	2,718,836,075
構築物	51,284,476,756	企業債（1年以内に償還予定）	1,739,917,032
機械及び装置	8,325,382,046	未払金	947,579,342
工具器具及び備品	9,577,934	賞与引当金	31,339,701
建設仮勘定	1,064,714,904	繰延収益	24,260,791,240
無形固定資産	626,785,101	長期前受金	33,042,081,469
施設利用権	616,054,461	収益化累計額	△ 8,781,290,229
ソフトウェア	10,730,640	資 本	29,011,973,120
流動資産	2,493,646,751	資本金	23,908,629,944
現金預金	2,088,731,669	固有資本金	16,599,514,118
未収金	348,058,654	出資金	6,533,207,372
貸倒引当金	△ 24,343,572	組入資本金	775,908,454
前払金	81,200,000	剰余金	5,103,343,176
資産合計	75,466,335,567	資本剰余金	4,737,942,426
		受贈財産評価額	886,432,684
		その他資本剰余金	3,851,509,742
		利益剰余金	365,400,750
		減債積立金	143,749,612
		当年度未処分利益剰余金	221,651,138
		負債・資本合計	75,466,335,567

13 周南市上下水道局の組織（共通部門及び下水道部門）

H31.4.1現在

部局	課	担当	事 務 分 掌
上下水道局	総務課	総務担当	(1) 職員の人事及び研修に関する事 (2) 職員の給与及び厚生に関する事 (3) 人事管理に関する事 (4) 法制事務に関する事 (5) 庁舎及び新庁舎移転等に関する事 (6) 災害対策及び渇水対策に関する事 (7) 電子計算機の管理運営に関する事 (8) 公印の管守に関する事 (9) 局内の調整に関する事
		契約監理担当	(1) 各種工事等に関する入札及び契約(随意契約は除く。)に関する事 (2) 物品及び業務委託に関する入札及び契約(随意契約は除く。)に関する事 (3) 工事等の検査及び検収に関する事
	技監		(1) 建設部門の総合調整に関する事 (2) 建設技術の統括、指導に関する事 (3) 建設技術に係る制度改正に伴う連絡調整に関する事 (4) 工事関係に係る事務の連絡調整に関する事 (5) 工事に係る設計図書の確認に関する事
	企画調整課	下水道担当	(1) 下水道施設の新設、改良事業等の企画、調査、研究に関する事 (2) 下水道事業の汚水・雨水処理計画及び事業の調整に関する事 (3) 下水道事業の統計等に関する事 (4) 下水道事業の広報及び広聴に関する事
	徳山中央浄化センター再構築推進室		(1) 徳山中央浄化センターの再構築に関する事
	財政課	下水道担当	(1) 予算及び決算に関する事 (2) 出納事務に関する事 (3) 資産に関する事 (4) 財政計画に関する事 (5) 経営の総合調整に関する事 (6) 周南流域下水道に関する事
	料金課	料金担当	(1) 水道料金及び下水道使用料に関する事 (2) 漏水、異常水量等の確認に関する事 (3) メーターの維持管理に関する事 (4) 徴収事務の委託に関する事 (5) 加入金及び工事審査手数料の収納に関する事 (6) 受益者負担金・分担金の収納に関する事
	下水道工務課	整備担当	(1) 公共下水道(浄化センター及び中継ポンプ場を除く。)、都市下水路及び集落排水施設に関する事 (2) 雨水ポンプ場の建設(土木工事)に関する事
		維持担当	(1) 下水道台帳の整備に関する事 (2) 水洗化の普及促進に関する事 (3) 排水設備指定工事店に関する事 (4) 排水設備の設置申請の審査、指導及び検査に関する事 (5) 受益者負担金・分担金の賦課に関する事 (6) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度に関する事
	下水道施設課	整備担当	(1) 浄化センター及び汚水中継ポンプ場の建設の計画、改築の計画及び営繕工事に関する事 (2) 雨水ポンプ場の営繕工事に関する事 (3) 雨水ポンプ場の建設(機械電気設備)に関する事
		管理担当	(1) 鹿野浄化センター及び農業集落排水処理施設の運転管理及び維持管理に関する事 (2) 特定事業場及び除害施設の指導及び検査に関する事 (3) 浄化センターの水質管理及び汚泥管理に関する事
	徳山中央浄化センター		(1) 徳山中央浄化センター及び江口ポンプ場の運転管理及び維持管理に関する事
	徳山東部浄化センター		(1) 徳山東部浄化センターの運転管理及び維持管理に関する事
	新南陽浄化センター		(1) 新南陽浄化センター、北部浄化センター及び新南陽汚水中継ポンプ場の運転管理及び維持管理に関する事 (2) 雨水ポンプ場の運転管理及び維持管理に関する事

職員数(下水道部門)

事 務 職	技 術 職	合 計
12人	31人	43人



周 南 市 の 下 水 道

2019年（令和元年）版

2019年（令和元年）9月

編集・発行

周南市上下水道局
(〒745-8655 周南市岐山通1-1)

各課の連絡先（共通部門及び下水道部門）

総務課	総務担当	TEL 0834-22-8613	FAX 0834-21-7269
	契約監理担当	TEL 0834-22-8625	FAX 0834-21-7269
		E-mail:suido-somu@city.shunan.lg.jp	
企画調整課	下水道担当	TEL 0834-22-8627	FAX 0834-22-7013
	徳山中央浄化センター再構築推進室	TEL 0834-22-8627	FAX 0834-22-7013
		E-mail:suido-kikaku@city.shunan.lg.jp	
財政課	下水道担当	TEL 0834-22-8605	FAX 0834-22-8636
		E-mail:suido-zai@city.shunan.lg.jp	
料金課	料金担当（下水道使用料）	TEL 0834-22-8606	FAX 0834-21-7269
	料金センター（検針/収納）	TEL 0834-22-8608	FAX 0834-22-7002
		E-mail:suido-bill@city.shunan.lg.jp	
下水道工務課	整備担当	TEL 0834-22-8628	FAX 0834-22-8637
	維持担当	TEL 0834-22-8630	FAX 0834-22-8637
		E-mail:gesuikomu@city.shunan.lg.jp	
下水道施設課	整備担当	TEL 0834-26-1504	FAX 0834-26-1519
	管理担当	TEL 0834-26-1531	FAX 0834-26-1519
		E-mail:gesuishise@city.shunan.lg.jp	
	徳山中央浄化センター	TEL 0834-22-8633	FAX 0834-22-8634
	徳山東部浄化センター	TEL 0834-26-1517	FAX 0834-26-1519
	新南陽浄化センター	TEL 0834-61-4312	FAX 0834-62-5401